

# 2015 FM IS CUP in CSC STRIDER Park

## 競技規則

第1章 総則	2
第1条 (目的)	
第2条 (規則の適用)	
第3条 (規則の遵守)	
第2章 参加選手	2
第4条 (競技者)	
第3章 参加選手の装備	2
第5条 (車両)	
第6条 (服装)	
第4章 クルー	3
第7条 (クルーの目的)	
第8条 (資格)	
第5章 制裁	3
第9条 (制裁の種類)	
第10条 (制裁の内容)	
第6章 異議の申立て	4
第11条 (異議申立ての方法)	
第12条 (異議申立ての制限時間)	
第13条 (異議申立ての裁定)	
第7章 競技	5
第14条 (形式)	
第15条 (スタート)	
第16条 (走行)	
第17条 (ゴール)	

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この競技規則は、「2015 FM IS CUP in CSC STRIDER Park」(以下、本大会という)において参加選手が楽しく走れるようにすることを目的に制定する。

### 第2条 (規則の適用)

本大会は、本競技規則に準拠し、開催する。

### 第3条 (規則の遵守)

本大会の審判、参加選手、クルーは、本競技規則を遵守し大会に参加しなくてはならない。本規則を遵守しない者の参加は認めない。

## 第2章 参加選手

### 第4条 (競技者)

- 1.大会参加選手は大会要項に記載された申込期日以内に、大会事務局に指定された申込方法で申込み、参加が受諾された選手のみとする。
- 2.各クラスの定員以上の申込みが申込期日内にあった場合は、厳正な抽選により主催者にて参加者を決定する。
- 3.抽選により外れた選手は、次に本大会を開催する場合は優先的に申込を受け付ける。
- 4.参加選手は大会当日において2歳から6歳までの未就学児童のみとする。
- 5.参加クラスは大会要項に記載された年齢区分において、2015年度の学年区分にてクラス分けを行う。

## 第3章 参加選手の装備

### 第5条 (車両)

- 1.本大会に出場可能な車両はペダルが付いていないランニングバイクのみとする。
- 2.フレーム及びフロントフォーク以外のパーツ類は自由に変更することができる。またペイント、ステッカーの貼り付け、安全保護パーツの装着は認められる。
- 3.改造について安全面で特に問題が無い限り原則認められるが、保護

者や自転車店等において安全に整備されている車両に限る。

ただし、安全性に問題があると審判が判断する場合は、オリジナルの状態に戻さなくてはならない。また、ホイールは 12 インチ以下とする。

4. 車両にはブレーキ装置は装着してはならない (ブレーキ動作による後続車両の追突を防ぐため)

#### 第 6 条 (服装)

1、あご紐が付いている安全性の高いヘルメットを装着しなくてはならない。

2、スパイクなどコースを荒らす要因となる靴の使用は禁止とする。

3、ケガ防止のため肌の露出が少ない服装、装備を推奨し、肘と膝のプロテクターの装着を奨励する。

4、長袖、長ズボン、くるぶしが隠れる長めの靴下、サイズが合った運動靴(サンダルまたは足の甲が露出する靴は不可)、グローブの装着を推奨する。グローブ (普通の手袋で可) については指先のでているタイプでも認められる。

### 第 4 章 クルー

#### 第 7 条 (クルーの目的)

クルーは大会が円滑に開催されるよう、参加選手を補助する事を目的とする。

#### 第 8 条 (資格)

本規則を遵守しない、又は他の参加選手への配慮に欠ける者はクルーとして認めない。

### 第 5 章 制裁

#### 第 9 条 (制裁の種類)

制裁の種類は次の通りとする

警告

降格

失格

#### 第 10 条 (制裁の内容)

1、警告

審判または主催者は、小さな過失または誤りの行為による違反者に対して警告を言い渡す事ができる。

## 2,降格

競技中の違反行為に対し、違反競技者の順位を、影響を与えた競技者より下位にする。

## 3,失格

(1) 失格とは、競技の出走前に重大な違反が見つかった場合、出走を禁止されることであり、また競技中に発覚した重大な違反の場合、競技から除外されることである。

(2) スタートの拒否または失格が事前に適切に科されなかった場合、その違反は除外または失格のかたちで事後に適切に制裁される。

(3) 大会中における降格処分が2回となった選手は、その降格が故意であったか、クルーの影響による事であったかにかかわらず、2回目の降格をもって失格とする。

(4) 失格競技者は、失格となった競技において、その競技結果を無効とし、全ての順位から除外され、すべての賞典の資格を失う。

(5) 競技者が1つのラウンドから失格した場合、その種目の前段ラウンドからのいかなる競技者も順位が繰り上がることはない。

4,制裁を科した場合、その説明を制裁権者が行う。

## 第6章 異議の申立て

### 第11条 (異議申立ての方法)

原則として審判団の決定が最終であり、異議申立てをすることはできない。なお、下記の事由については認める。

1,違反行為の事実または競技中に下された決定に関する異議申立ては、書面(書式は問わない)にて供託金(参加費の10倍の金額)を付して、審判団に提出する。異議申立てが認められた場合、この供託金は返金される。

2,競技者の資格、組み合わせ、服装、機材または競技参加の正当性に対する異議申立てをする場合は、競技開始前に口頭で供託金なしで行うことができる。

3,個人種目の場合、あるいは個人の順位に影響をおよぼしうることが

生じた場合、異議申立てはその競技者のクルーが身分証明書を付して、異議申立てを行う。競技者のクルー以外は認めない。

4,規則を知らなかったという理由における異議申立ては、異議申立ての理由にならない。

#### 第 12 条 (異議申立ての制限時間)

審判団の下した決定に対する異議申立ては、その決定が伝達され、あるいはその競技が終了してから 10 分以内に審判団に提出されなければならない。

#### 第 13 条 (異議申立ての裁定)

1,異議申立て者とその異議申立ての対象となった者のクルーには、この件についての意見を述べる機会を与える。

2,審判団は、聴取あるいは弁明の機会を異議申立て者とその異議申立ての対象となった者のクルーによる機会を与えた後、その異議申立てについて速やかに決定を下さなければならない。

3,異議申立てが十分な根拠があると宣言されたなら、審判団はその競走を再レースとするか、結果を取り消すかを決定する。

### 第 7 章 競技

#### 第 14 条 (形式)

1,競技の勝上り方式は、エントリーが締切次第、大会 HP にて案内を行う。

2,競技当日、棄権者が多い場合は競技前に組み合わせを変更し競技を実施することができる。

3,競技スケジュールの変更、競技番組の変更があった場合は、会場内におけるアナウンスにより通告するとともに、会場内に変更個所を掲示する。

#### 第 15 条 (スタート)

1,選手は当該競技のスタート前に招集場所にて参加確認を行わなければならない。出走する選手がスタートラインに集まらないときは、その選手を除外し競技を行う事ができる。

- 2,スタートまで参加選手 1 名につき 1 名のクルーが選手に付添い、選手の補助を行わなければならない。また当該クルーはスタート前におけるレースの注意事項を参加選手と一緒に聞かなければならない。注意事項を聞いたクルーは、当該レースの途中での交代は認めない。
- 3,スタートの合図は「Leady」、「Set」、でスタートの構えをし「Go」でスタートする。
- 4,「Leady」の合図はクルー全員が選手の後方 50cm 以上後ろにさがつている事を確認してから合図する。
- 5,スタートの合図の後、クルーが参加選手を押す、触る等の行為があった場合、そのクルーの選手は失格とする。
- 6,スタート時にフライングがあった場合は、レースを止め、すぐに再スタートする。
- 7,同一レースにおいて、競技者を問わず 3 回以上のフライングが認められた場合、3 回目のフライングより当該選手は失格とし、当該選手を除外し再スタートする。
- 8,「Set」の合図の後、次の行為を行った競技者についてはフライングとする。
  - (1) 速やかに最終のスタート姿勢に構えない。
  - (2) 最終のスタート体制で静止しない。
  - (3) 一旦静止した後で、「Go」の合図がかかる前に動いた場合。
  - (4) 「Go」の合図がかかる前に、スタートゲートの前板より前輪が離れた場合

## 第 16 条 (走行)

- 1,参加選手は走行レーンを走行しなければならない。やむをえない理由を除き、走行レーンを外れた場合、外れた同じ場所に戻りレースを再開することができる。近道をする事はできない。
- 2,競技中は選手 1 名につき 1 名のクルーのみがコース内側に入ることができる。なお、走路の保護のため、クルーは認められる事由を除き走行レーンに入る事はできない。
- 3,競技中にクルーが選手を押したり、選手に触れる行為があった場合そのクルーの選手は失格とする。落車があった場合でも、競技者自ら

が立ち上がり競技を続けなければならない。

4,競技中、クルーは他の選手、他のクルーに配慮し、当該選手のサポートを行わなければならない。他の選手、クルーへの配慮に著しく欠けると主催者が認めた場合、当該クルーは競技会場より退場しなければならない。

5,本競技がコンタクトスポーツであることを考えると、選手同士の接触、走行妨害等の不法妨害は複合的違反である。審判員は違反及び妨害が故意か否かを決定する。

6,競技者以外のチーム監督、親及び競技者の仲間は競技者の代わりに競技を邪魔してはならない。

#### 第17条 (ゴール)

1,ゴールの判定はゴールラインの手前側の縁に垂直な面に前輪の前端が先に到達した選手が先着とする。

2,着順判定は判定員 2 名以上によって行う。ゴールの着順は着順判定員による決定が最終順位とし、同着の場合は日齢が若い選手の先着とする。